申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		特定農用地利用規程の有効期間の延長の承認
根拠法令及び条項		農業経営基盤強化促進法施行令第１２条
所管部課係名		市民生活部産業振興課農業商工業振興係
審査基準	関係条項	なし
	基準（未設定の場合はその理由）	根拠法令に「同意市町村の承認を得て、その有効期間を五年を超えない範囲内で延長することができる」と明記されており、市として改めて基準を設定していない。
	参考事項	なし
	設定等年月日	平成　　年　月　日設定（平成　年　月　日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間（未設定の場合はその理由）	申請実績のない事務のため。
	設定等年月日	平成　　年　月　日設定（平成　年　月　日最終変更）